

## 活力ある水田農業支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 地域の農業経営の安定を図るため、地域の特性を生かした麦、大豆、加工用米などの転作作物の生産性の向上ならびに生産拡大など、水田をフル活用した取り組みを支援するとともに、高温耐性品種、有機栽培及び特別栽培の高品質米の生産力向上を支援し、地域水田農業の振興を図る。

### (実施地域)

第2条 この事業の対象となる地域は、米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号）第I部第5の地域水田農業ビジョンを策定した地域水田農業推進協議会の区域とする。

2 事業は、市街化区域等の区域においても実施することができるものとする。

### (事業実施主体等)

第3条 この事業の実施主体、事業種目、事業実施期間、事業目標年度については、次のとおりとする。

#### (1) 事業実施主体

- ① 市町村
- ② 農業協同組合
- ③ 農業法人
- ④ 営農団体（3戸以上の農家で組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）

#### (2) 事業種目

- ① 高品質米・戦略作物等生産力向上支援事業
- ② 産地づくり対策促進事業

なお、これらの事業の実施基準等は、別記の「活力ある水田農業支援事業実施基準」のとおりとする。

#### (3) 事業実施期間

原則として1年間とする。

#### (4) 事業目標年度

事業実施年度の3年後とする。

### (事業実施手続き)

第4条 この事業の実施に際しては、次の手続きを経るものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（別添様式）を作成し、事業を実施しようとする地区を所管する市町村長へ提出するものとする。

提出を受けた市町村長は、事業実施計画承認申請書（様式第1号）を所管

の農務事務所長へ提出するものとする。

- (2) 農務事務所長は、(1)により提出された事業実施計画について十分審査を行い、内容が適当であると認められるときは、すみやかに承認し、承認決定通知書(様式第2号)により市町村長に通知するとともに、農政部長に報告するものとする。

#### (事業の実施)

第5条 前条の承認を受けた事業実施主体は、所要の手続きを経たうえで実施計画に基づき適正かつ効率的に事業を実施するものとする。

- 2 活力ある水田農業支援事業費補助金交付要綱第5条の(1)に定める変更承認申請を行うときは、あらかじめ前条の実施計画の提出に準じて、変更承認の手続きを行うものとする。

#### (工事の着手及び竣工)

第6条 事業実施主体は、工事に着手し、又は工事が完了したときは、工事着手(竣工)報告書(様式第3号)により、すみやかにその旨を市町村長に報告するものとする。

報告を受けた市町村長は、農務事務所長に届け出るものとする。

- 2 工事の着手(機械等の発注を含む。)は、原則として農務事務所長からの補助金交付決定を受けて行うものとするが、当該年度においてやむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合については、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届(様式第4号)を、あらかじめ事業実施主体の代表から市町村長あてに提出するものとする。

提出を受けた市町村長は、交付決定前着手の必要性を検討した上、農務事務所長あて提出するものとする。

- 3 2により提出を受けた農務事務所長は、市町村長から交付決定前着手届の提出があったことを農政部長あて報告するものとする。
- 4 交付決定前着手を行った工事の着手年月日は、補助金交付申請書に明記するとともに、備考欄に交付決定前着手届の文書番号及び年月日等を記載するものとする。

#### (推進体制)

第7条 市町村長は、実施計画の策定及び事業の実施に当たっては、指導・推進体制を整備し、普及センターと連携しながら実施状況の確認・評価を行うとともに、事業実施主体の自主性と創意工夫に十分配慮しつつ、本事業の適正かつ効果的な実施に協力するものとする。

- 2 農務事務所長は、地域の実情に配慮しつつ、本事業の適切かつ効果的な実施を支援するものとする。
- 3 知事は、本事業の適切かつ円滑な実施が図られるよう農政部各課室との調整を図るものとする。

(県の助成)

第8条 知事は、予算の範囲内において、事業実施主体が行う事業に対して市町村が補助する事業に要する経費（市町村が事業実施主体の場合にあつては、当該事業に要する経費）について、別に定めるところにより市町村に助成するものとする。

(管理運営等)

第9条 事業実施主体は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、常に良好な状態で管理し、その設置目的に即して最も効果的な運用を図るものとする。

(1) 管理主体

施設の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。ただし、当該地域において、事業実施主体が直接管理するより、その施設の整備目的の達成等の見地からより適切な管理を行うものと認められるものがある場合（第3条の(1)で定められた事業実施主体の範囲のものに限る。）には、その団体等に管理させることができるものとする。

この場合、事業実施主体の代表は、その旨を市町村長に届け出るものとし、届出を受けた市町村長は農務事務所長あてに、同様に農務事務所長は農政部長あてに届け出るものとする。

(2) 増改築等に伴う手続

施設の移転、更新又は主要機能の変更を伴う増築、模様替えをしようとするときは、事業実施主体又は管理主体（当該施設の譲渡を受けた管理主体に限る。）の代表は、市町村あてに届け出るものとし、届出を受けた市町村長は農務事務所長あてに、同様に農務事務所長は農政部長あてに、必要性を検討の上届け出るものとする。

(3) 災害の報告

天災その他の災害を受けたときは、事業実施主体又は管理主体の代表は、遅滞なくその旨を市町村長に届け出るものとし、市町村長は当該報告に基づく施設等の所在、事業種目、減失又はき損の原因、被災程度、損害見積価格、復旧見込額並びに事業実施主体又は管理主体において講じた暫定措置及び防災、復旧措置等について調査確認するとともに、調査意見及び被災写真等を付して農務事務所長あてに報告するものとし、報告を受けた農務事務所長は農政部長あてに報告するものとする。

(4) 利用計画の変更等

施設整備後、その利用状況等を踏まえ、何らかの理由で利用計画の変更が必要と判断された場合は、地域の活性化に資することを前提条件として、所要の手続を経て利用計画を変更できるものとする。

この場合、事業実施主体又は管理主体の代表は、市町村長あてにその旨を届け出るものとし、届出のあった市町村長は農務事務所長あてに、同様に農務事務所長は農政部長あてに必要性を検討の上届け出るものとする。

(事業実施後の措置)

第10条 市町村長は、事業実施主体が整備した機械・施設等が実施計画に従って適正に管理運営され、事業の効率的な推進が図られるよう指導に努めるものとする。

2 事業実施主体は、事業が完了した年度の翌年度から第3条で定めた目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況、対象作物の生産状況等を、事業実施状況報告書(別添様式)により翌年度の4月末日までに市町村長に提出するものとする。

提出を受けた市町村長は、内容を確認のうえ、様式第5号により、5月末日までに所管の農務事務所長へ報告するものとする。

3 2により報告を受けた農務事務所長は、その内容を確認し、様式第6号により、6月末日までに農政部長に報告するものとする。

また、これにより目標の達成が著しく困難だと判断した場合は、市町村長を通じ、実施主体に改善計画等の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、令和4年5月20日から施行する。

2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領に基づき実施された事業については、この要領の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

1 この要領は、令和5年3月31日から施行する。ただし、別表の改定規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年12月26日から施行する。

2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領に基づき実施された事業については、この要領の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領に基づき実施された事業については、この要領の失効後も、なおその効力を有する。

## 別記

### 活力ある水田農業支援事業実施基準

#### 第1 一般的基準

- 1 本事業の補助対象とする事業実施主体は、麦、大豆、加工用米及び高品質米等の生産により需要に応じた米の生産に取り組む者とする。
- 2 補助対象事業費は、県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した適正な現地実行単価により算出するものとし、機械・施設の規模及び構造等は、それぞれの目的に合致したものでなければならない。
- 3 機械付属品、付帯施設、及び施設の備品類については、機械導入目的、施設設置目的、利用計画及び機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。
- 4 補助対象とする農業機械等は原則、新品であること。ただし、知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が3年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- 5 次の各号に掲げる内容は、補助対象としない。
  - （1）人件費
  - （2）用地の買収又は賃借に要する費用
  - （3）汎用性の高い機械（自脱型コンバイン、穀物乾燥機は除く）及び田植機
  - （4）他の補助事業の上乗せ助成（産地づくり対策促進事業を除く）
  - （5）事業費500千円未満の事業、1点あたり5万円未満の備品、1点あたりの本体価格が500千円未満の中古農業機械等（アタッチメントを含む。）
  - （6）自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とするもの

- 6 補助対象事業は、厳正、的確な実施を期するとともに、事業完了後の管理が厳正かつ効果的に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

## 第2 事業種目・内容等

本事業の種目・内容、及び種目ごとの実施基準等は、別表のとおりとする。

別表（第3（2）関係）

事業種目	事業実施主体	事業内容	整備内容	実施基準	補助率
1 高品質米・戦略作物等生産力向上支援事業	市町村 農業協同組合 農業法人 営農団体 ※営農団体は、受益戸数3戸以上で代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約	高品質米（「にじのきらめき」及び「農林48号」、有機栽培※1、特別栽培※2）、麦、大豆、飼料作物、加工用米、そばの導入、品質の向上、省力化、実需者ニーズに対応した生産等、生産性の向上及び作付拡大に必要な機械・施設の整備、及びその加工品等の製造に係る機械・施設の整備を行う事業に対し助成する。	○生産・管理・収穫用機械 ○生産・管理用施設 ○品質測定・選別機器 ○集出荷貯蔵施設 ○加工・調製機械	・受益面積が概ね1ha以上であること。ただし、種子生産の場合は、種子供給先の作付予定面積が、1ha以上であれば対象とする。 ・市町村が対象者に対し、事業費の1/6以上助成すること。	1/3以内
2 産地づくり対策促進事業	の定めがあること。	対象品目の定着と作付拡大を図るため、国の転作助成に対して上乗せ助成する。	○対象品目 麦・大豆・そば・飼料作物・加工用米	・国の転作交付金の交付対象者であること。 ・市町村又は農業協同組合が、対象者に対し助成すること。	10,000円/10aの1/2以内 (市町村・農業協同組合補助と同額とする)

※1 有機栽培：有機農業の推進に関する法律第2条「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」

※2 特別栽培：特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成19年3月23日改正）に準じた栽培

様式第 1 号

番 号  
年 月 日

〇〇農務事務所長 殿

市町村長

〇〇年度活力ある水田農業支援事業実施計画（変更）承認申請書

〇〇年度活力ある水田農業支援事業を実施したいので、同要領第 4 条第 1 号の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

※ 事業実施計画書（別添様式）を添付すること。

※ 押印省略可

様式第2号

番 号  
年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇農務事務所長

〇〇年度活力ある水田農業支援事業実施計画（変更）承認決定通知書

〇〇年〇月〇日付け第 号で承認申請のあったこのことについては、活力ある水田農業支援事業実施要領第4条第2号の規定に基づき承認します。

※押印省略可

様式第3号

番 号  
年 月 日

〇〇農務事務所長 殿  
(又は市町村長)

市町村長 氏 名  
(又は事業実施主体名 代表者名 )

〇〇年度活力ある水田農業支援事業工事着手(竣工)報告書

〇〇年度活力ある水田農業支援事業実施計画に基づく次の事業について、次のとおり工事に着手する(工事が完了した)ので、同要領第6条第1項の規定により報告します。

事業種目	
事業実施主体	
事業内容及び事業量	
事業費(円)	
設置場所(工事箇所)	
着工(予定)年月日	
完了(予定)年月日	
施工方法	
請負等業者	
工事監理者	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
竣工検査年月日(または予定日)	
引き渡し年月日(または予定日)	

(注) 1 着手報告を行う際には、工程表を添付すること。

2 竣工報告を行う際には、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

※押印省略可

様式第4号

番 号  
年 月 日

〇〇農務事務所長 殿  
(又は市町村長)

市町村長 氏 名  
(又は事業実施主体名 代表者名 )

〇〇年度活力ある水田農業支援事業交付決定前着手届

〇〇年度活力ある水田農業支援事業実施計画に基づく次の事業について、別記条件を了承のうえ交付決定前に着手したいので、活力ある水田農業支援事業実施要領第6条第2項の規定により提出します。

- 1 事業種目
- 2 事業内容及び事業量
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 竣工予定年月日
- 7 交付決定前着手を必要とする理由

(別記条件)

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

※押印省略可

様式第5号

番 号  
年 月 日

〇〇農務事務所長 殿

市町村長 氏 名

〇〇年度活力ある水田農業支援事業実施状況について(報告)

このことについて、活力ある水田農業支援事業実施要領第10条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

※事業実施状況報告書(別添様式)添付

※押印省略可

様式第6号

番 号  
年 月 日

農政部長 殿

〇〇農務事務所長

〇〇年度活力ある水田農業支援事業実施状況について(報告)

このことについて、活力ある水田農業支援事業実施要領第10条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

※様式第5号写し添付

別添様式

年度 活力ある水田農業支援事業

実施計画書 又は 実施状況報告書

市 町 村 名 \_\_\_\_\_

地 区 名 \_\_\_\_\_

事業実施主体名 \_\_\_\_\_

(注) 実施計画の変更は、表題を「変更実施計画書」とし、承認を受けた事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

## 添付資料

- 1 実施計画書（活力ある水田農業支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）第4条関係）
  - ・ 事業実施地区の位置図
  - ・ 機械・施設の規模決定根拠
  - ・ 機械・施設の配置図、平面図、見積書（明細）または概略設計書、カタログ（写し）
  - ・ 機械・施設の設置及び管理運営規程（案）
  - ・ 年間生産、販売計画
  - ・ 導入機械・施設等の年間利用計画
  - ・ 加工工程図、生産体系図等（施設の場合）
  - ・ 団体規約、定款等及び構成員名簿（営農集団の場合）
  - ・ 農業経営計画書（別添参考様式 農業経営改善計画書）
  - ・ その他事業説明に必要な資料
  
- 2 実施状況報告書（実施要領 第10条関係）
  - ・ 農業経営計画実施状況書（別添参考様式 経営改善計画実施状況書）
  - ・ その他必要な資料

## 第1 事業の実施方針

(本事業実施地区の立地条件、農業の動向、事業実施の必要性について記述する。)

## 第2 事業計画

### 1 目的

### 2 現状及び課題

### 3 事業導入による地域の変化等

(水田の活用状況、農地の集積・集約の状況、水稻の低コスト化に向けた取り組み等)

### (4 事業実施後に生じた課題及び改善方策)

事業実施年度 ( 年度)	
実施状況報告1年目 ( 年度)	
実施状況報告2年目 ( 年度)	
実施状況報告3年目 ( 年度)	

### 第3 水稻等の作付計画及び作付状況

(単位：a)

区 分	水稻 作付面積	加工用米	新規 需要米	主食用米				転作作物	備考
				「にじの きらめき」	「農林 48号」	「有機栽培」	「特別栽培」		
事業実施年度 ( 年度)									
目 標 ( 年度)									
報告年度1年目 ( 年度)									
報告年度2年目 ( 年度)									
報告年度3年目 ( 年度)									

- (注) 1 加工用米は、清酒用原料米（掛け米）、菓子用、味噌用、麴用、その他の別がわかるように記載すること。  
 2 新規需要米は、米粉用・飼料用・WCS用・輸出用、その他の別がわかるように記載すること。  
 3 有機栽培は有機農業の推進に関する法律第2条に準じた栽培  
 4 特別栽培：特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成19年3月23日改正）に準じた栽培  
 5 産地づくり対策促進事業を実施する場合は、備考欄に対象作物・品目の作付面積を記載すること。

#### 第4 事業実施計画（又は事業実施状況）

##### 1 戦略作物等生産力向上支援事業

###### （1）事業内容

区分	地区名	農業法人・営農集団の別 及び農業者等の数		事業の内容	規模・規格・能力等	事業量	事業費 (円)	補助金 (円)
		種別	農業者等の数					
計画			戸(人)					
実績								

###### （2）事業実施状況

区分	対象作物	作付面積 (ha)	生産量 (t)	出荷・販売量 (t)	導入機械・施設の利用状況		目標		
					処理量 (ha・t)	利用日数 (日)	内容	目標値	達成率 (%)
事業実施年度 ( 年度)									
目 標 ( 年度)									
報告年度1年目 ( 年度)									
報告年度2年目 ( 年度)									
報告年度3年目 ( 年度)									

（注）1 対象作物が複数ある場合は、各欄内に、作物別に複数段に分けて記載すること。

2 目標の内容欄には、対象作物の生産性の向上や生産拡大に資する取組の成果がわかる内容を記載し、目標値には、その効果がわかる目標値を記載すること。

## 2 産地づくり対策促進事業

区分	対象作物	農業者数（人）		作付面積（ha）	
			うち事業対象 農業者数		うち事業対象農業者 の作付面積の計
事業実施年度 （ 年度）			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
目 標 （ 年度）			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
報告年度1年目 （ 年度）			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
報告年度2年目 （ 年度）			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
報告年度3年目 （ 年度）			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）
			（ %）		（ %）

- （注）1 農業者数及び作付面積欄は、左列に当該市町村又は農協の区域内における当該作物の全農業者数及びその作付面積を記載し、右列に本事業の対象となった農業者数及びその作付面積を記載する。
- 2 事業対象農業者数及び事業対象農業者の作付面積の計欄には、（ ）内に全体に占める割合を記載する。